

事業改善命令に対する（株）北海道エアシステム社の改善措置報告について

平成23年7月29日

国土交通省 東京航空局

北海道エアシステム2891便における重大インシデント事案発生後の同社の対応に対し、航空法第134条第2項に基づき立入検査を実施した結果、同社の安全運航に係る体制及び運航乗務員の技量管理について改善の必要が認められたことにより、平成23年6月29日付、東京航空局長から同社社長あて事業改善命令を行い、安全管理体制の抜本的な見直し、安全管理の考え方に関する教育訓練及び安全意識の徹底並びに運航乗務員の技量管理の徹底について指示し、講じた措置を7月29日までに提出するよう求めているところですが、本日、会社から改善計画書の提出がありましたのでお知らせします。

改善措置報告の概要は別紙のとおりです。

また、今後、立入検査等により今回提出された改善計画書を踏まえ、同社が講じた措置について監視することとしています。

問い合わせ先

東京航空局保安部航空事業安全監督官

電話 03-5275-9292（代表）

担当 前任航空事業安全監督官 小松（内線7710）

（直通）03-5275-9307（航空事業安全監督官）

（FAX）03-3288-8915

※代表電話の交換業務は、平日08:30～17:45です。

この時間帯以外は、恐れ入りますが直通で問い合わせ下さい。

(株)北海道エアシステム事業改善命令に対する改善措置報告の概要

1. 安全運航に係る体制の確立

安全管理体制を構成する組織の機能や社員の状況認識・対応が不足していたと認識し、以下のとおり改善を図る。

①組織体制の強化

安全推進部長と運航部長の兼務を解消し、専従職として安全推進部長を配置するとともに、運航部及び乗員部の管理職の配置を見直すなど安全運航に係る組織体制を強化充実する。

②安全教育訓練の強化

安全最優先の考え方の徹底を図るため、安全教育・訓練体系を見直し、全社員に対する法令・規定等の遵守や安全管理の考え方など安全教育を継続的に実施するとともに、安全キャンペーン等を通じ安全意識の徹底を図る。

2. 運航乗務員の技量管理の徹底

運航乗務員の定期的な技量審査を行う査察部の乗員技量についての評価が乗員部における教育訓練の決定に適切に反映されていなかったことから、以下のとおり改善を図る。

①乗員技量評価の社内共有の強化

査察部は定期的技量審査時の可否のみならず、改善が必要な科目、必要な訓練量や到達目標等を明確にする。乗員部は個々の乗員の技量評価を認識したうえ、改善が必要な乗員については適切な訓練を実施し、到達目標達成後に乗務させる。

②日常的技量管理

運航便において定期的に操縦技量等をモニターする制度を導入し、運航乗務員に対する日常的な技量管理を強化する。